



野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画

概要版



平成24年3月 埼玉県新座市

■文化的景観とは

■文化的景観保護制度の概要

文化的景観は、日々の生活に根ざした身近な景観の文化的な価値を正しく評価し、地域で護り、次世代へと継承していくために、文化財保護法で新たに設けられた文化財です。

文化財保護法では、「文化財」の新たな定義として、「文化的景観」を次のように規定しています。

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

(文化財保護法第2条第1項第5号より)

文化的景観は、平成16年に制定された景観法に基づく景観計画と連携しながら、景観の保護を図るものですが、このうち、特に重要なものを申出に基づき「重要文化的景観」として選定し、保護措置が講じられます。

野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画は、重要文化的景観を選定するために定められる文化的景観の保存に関する計画で、野火止用水と平林寺を始めとする文化的景観を保存・活用し、後世に継承していてことを目的として策定するものです。

文化的景観

F-----

特に重要なものを市町村 の申出に基づき選定

重要文化的景観

野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲

■野火止用水と文化的景観の範囲

野火止用水は、承応 4 年(1655)、川越藩主松平伊豆守信綱により、武蔵野開発の一環として、野火止台地開発のために入植した人々の飲料水・生活水確保を目的に開削された用水路です。現在の小平市中島町を流れる玉川上水から掘り起こされ、野火止台地を経て、新河岸川に至る全長 24kmに及びます。

野火止用水は昭和 19 年(1944)には埼玉県指定史跡となり、昭和 49 年(1974)には都内の野火止用水とその周辺の緑地が東京都における自然の保護と回復に関する条例に基づき、「東京都歴史環境保全地域」に指定され、保護されることとなりました。



野火止用水本流

野火止用水·平林寺の文化的景観保存計画では、野火止用水の水路部とともに、水路跡の残存状況や平林寺、雑木林、農地と一体となった景観が形成される区域を文化的景観の範囲とします。

■野火止用水全域と文化的景観の範囲





■野火止用水・平林寺の重要文化的景観の区域と重要な構成要素

文化的景観の範囲のうち、野火止用水 と平林寺、雑木林、農地が一体となっ た景観を形成している区域を文化的景 観として特に重要であるとし、この区域 を重要文化的景観の選定申出予定範 囲として設定します。

重要文化的景観の申出範囲

野火止用水を中心として、農地や雑木林・屋敷林等の重要な 構成要素が一体となった景観を守り、育てる 野火止用水

■文化的景観の保存の考え方

野火止用水・平林寺の文化的景観の保存を図るために、保存 計画の目指すべき方向を目標として次のように設定します。

目標

野火止用水と平林寺が一体となった文化的景観

野火止用水と平林寺を中心として、周辺の雑木林・屋敷林・農地が一体となっ た、新座らしい自然環境が豊かな文化的景観を継承することを目指します。

地域の歴史と文化を発信し、市民の暮らしとともにある 野火止用水の文化的景観

野火止用水と平林寺を中心とした地域の歴史と文化を内外に発信するととも に、市民の暮らしに身近な親しまれる場と景観をつくることを目指します。

連帯と協働で築く野火止用水の文化的景観

野火止用水と周辺の文化的景観を、市民と市の連帯と協働によって育んでいく ことを目指します。

凡例

重要文化的景観選定申出範囲

重要な構成要素の位置

野火止用水

野火止用水跡

樹林地

農地(畑地)

重要な構成要素(主なもの)





















9 西屋敷地区の樫垣

1 野火止用水(本流)

2 史跡公園

3 野火止用水史跡碑 4 本多地区の屋敷林

5 本多緑道

6 西屋敷地区の雑木林 7 伊豆殿橋標柱



●整備活用

野火止用水は、歴史的文化資産であるだけではなく、憩いの場として親しまれ市民の生活に溶け込み欠くことのできない存在となっています。

このような野火止用水の景観に配慮した整備活用を図り、地域のかつての暮らしや文化の学習、レクリエーション、観光等の利用に役立てていくものとします。

●推進体制

野火止用水の文化的景観を継承し、その価値を高めていくためには、体制づくりや仕組みづくりが重要です。

このため、市による取組を強化するとともに、市民等の自主的な取組を支援し、更には市と市民等の協働による推進体制づくりに努めるものとします。



1000m

500m

100m

12

■野火止用水・平林寺の文化的景観の捉え方

野火止用水・平林寺の文化的景観の意義や価値は、次の4点に整理することができます。

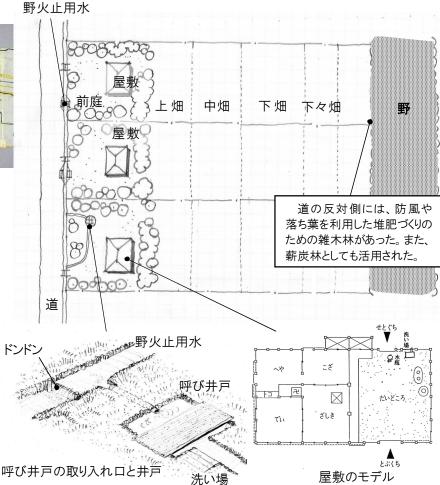
これらの4つの側面は、それぞれが単独ではなく、相互に密接に関わり合い、複合し、全体の価値を高めているといえ

ます。



■野火止用水古絵図(明治 4 年(1871))





かつての暮らしや人々の記憶のよりどころ

暮らしとともにあった野火止用水は、人々の心の中に記憶され、語り継がれています。

用水と雑木林・農地が 織りなす新座らしい景観

野火止用水の周辺には、雑木林・<mark>屋敷林</mark> や農地が多く残っており、新座らしい景観を 形成しています。

野火止用水・平林寺の 文化的景観の 意義・価値

生活にうるおいを与え、 地域への愛着を高める資源

野火止用水は市民に親しまれ、散策等に 利用されるだけでなく、様々な市民活動の場 となり、地域への誇りや愛着を高めています。



多様な動植物が 生息・生育する環境

野火止用水や平林寺の周辺には、貴重な動植物が生息・生育しており、首都圏にあって貴重な自然環境を形成しています。











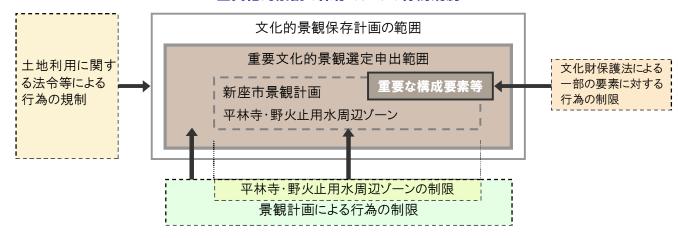
■文化的景観の保存と整備活用

■文化的景観の保存

野火止用水の文化的景観の保存を図るために、野火止用水の史跡としての保存を基本としながら、周辺の雑木林、農地の保全や新座市景観計画との連携による野火止用水に配慮した景観の誘導を図ります。

なお、特に重要な構成要素の現状変更等については、文化庁長官に届出が必要となります。

■文化的景観の保存のための行為規制



■文化的景観の整備活用

野火止用水・平林寺の文化的景観の価値を高めていくよう、以下のような方針に基づき直接的・間接的に関連した事業の実施により、整備活用に努めます。

野火止用水を活用したかつての暮らしや 歴史を学ぶ場としての整備活用

野火止用水の文化的景観の価値や魅力について の情報発信やイベントの開催、地域の暮らしに関する 学習の場の整備に努めます。

野火止用水を活用した水と緑に親しめる空間 の整備活用

野火止用水と一体的な緑の空間となる公園や緑地の整備、遊歩道の未整備区間や、観光情報案内機能を持った(仮称)ふるさと新座館、(仮称)ふるさと歴史館、案内看板の整備等に努めます。

野火止用水・平林寺の魅力を伝える 人材の育成と活用

野火止用水を中心としたかつての人々の暮らしを後世に伝える語り部の掘り起こしや、ボランティアガイド等の人材の育成と活躍の場づくりに努めます。

文化的景観の重要な構成要素に係る整備

文化的景観の重要な構成要素である平林寺境内 林の保存・管理・活用計画の策定や、総合運動公園 雑木林の萌芽更新の取組の継続とともに、野火止用 水の水路敷の再整備の検討、重要な建造物の修理・ 修復の支援に努めます。

■文化的景観を保存する体制づくり

文化的景観の保存を図るために、市役所内において横断的な体制づくりに努めるとともに、市民・団体・事業者や学校・大学と連携の強化を図ります。

また、新たな体制として、検討推進組織や市民等が主体となった管理運営ネットワークづくりを検討します。



